

## 業務委託契約書

### 頭書

1	業務の名称	令和8年度パソコン更新業務
2	業務の場所	浜松市中央区中央一丁目12番7号(浜松市地域情報センター)ほか
3	業務委託料	金〇〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円)
4	履行期間	令和8年8月1日から令和9年3月31日まで
5	契約保証金	浜松市契約規則第27条第1項第3号により免除
6	支払期限等	第13条のとおり(請求の日から起算して30日以内)
7	前金払	不可
8	仕様書等	個人情報の取扱いに係る特記事項、令和8年度パソコン更新業務仕様書

委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の頭書及び裏面の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

委託者 所在地 浜松市中央区元城町103番地の2

名称 浜松市

代表者 浜松市長 中野 祐介 ㊞

受託者 住所又は所在地 浜松市〇区〇〇町〇〇番地

氏名又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 ㊞

# 条 項

## (総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙の仕様書等（頭書8に記載する全ての文書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、この契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、この契約書及び仕様書等記載の業務（以下「業務」という。）を完了（この契約の目的物（以下「成果物」という。）の引渡しを含む。）させるものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 受託者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがあるとき又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との合意があるときを除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 この契約書と仕様書等で記載内容に相違があるときは、仕様書等の記載内容が優先するものとする。また、仕様書等の中で記載内容に相違があるときは、頭書8の記載順が後の文書の記載内容が優先するものとする。
- 5 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができるものとする。
- 6 委託者及び受託者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 7 受託者が共同企業体を構成しているときにおいては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行うものとし、共同企業体の構成員は、この契約に基づき委託者に対して負うすべての債務について、連帯して責任を負うものとする。
- 8 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

## (業務の目的及び内容)

- 第2条 この契約は、委託者が受託者に対し、頭書1に記載する業務を委託することを目的とする。
- 2 業務の内容は、仕様書等のおりとする。

## (業務の場所)

- 第3条 業務は、頭書2に記載する場所で履行するものとする。

#### (業務委託料)

第4条 業務委託料は、頭書3に記載する金額とする。

#### (履行期間)

第5条 履行期間は、頭書4に記載する期間とする。

#### (契約保証金)

第6条 契約保証金は、頭書5に記載する金額とする。

2 委託者は、業務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託者の請求により、30日以内に契約保証金を受託者に返還する。ただし、委託者が次の各号に掲げる金銭を受託者に請求することができるときは、契約保証金をこれらの金銭に充てることができるものとする。

- (1) 第33条又は第34条に規定する違約金
- (2) 第35条又は第38条に規定する遅延損害金
- (3) 第37条の規定による損害賠償金

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

#### (業務予定表等の提出)

第7条 受託者は、この契約締結後、遅滞なく次の各号に掲げる文書を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が特に認めるときは、当該文書の提出を省略することができる。

- (1) 業務予定表
- (2) 業務責任者の届出書
- (3) その他仕様書等で定める書類

2 委託者は、前項本文の規定により提出された文書を受理したときは、遅滞なくその内容を確認し、必要があると認めるときは、業務予定の変更を受託者に求めることができる。

3 第1項の規定により提出された文書について、提出後に内容の変更があった場合において、委託者が必要があると認めるときは、受託者に対して当該文書の全部又は一部の再提出を求めることができる。

#### (業務委託の調査等)

第8条 委託者は、必要に応じ、受託者に対し、業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができ、受託者は、これに速やかに応じなければならない。

2 委託者は、前項の調査又は報告の結果、業務の完了のために必要があると認めるときは、受託者に対し、業務に関する指示を行うものとし、受託者は、当該指示に従い業務を行うものとする。

#### **(業務完了報告及び成果物の提出)**

第9条 受託者は、業務が完了したときは、委託者に対し、業務完了報告書及び成果物（以下「成果物等」という。）を直ちに提出しなければならない。

#### **(検査及び引渡し)**

第10条 委託者は、成果物等を受領したときは、直ちに当該成果物等について、第2条の目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量（以下「契約内容」という。）に適合しているかを検査し、検査の合否を判定するものとする。

2 前項の検査において、不合格と判定されたときは、受託者は、委託者が定める相当の期間内に、委託者が指示する方法で成果物等の補修又は追加を行い、改めて前項の検査を受けなければならないものとし、合格と判定されるまで、以後も同様とする。

3 成果物の引渡しは、第1項の検査に合格したときをもって完了するものとする。

#### **(支払の請求)**

第11条 受託者は、前条第1項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を委託者に請求することができるものとする。

#### **(前金払の請求)**

第12条 受託者は、頭書7に前金払を認める記載があるときは、前条の規定にかかわらず、業務委託料の前金払を委託者に請求することができるものとする。

#### **(支払期限等)**

第13条 委託者は、前2条の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、第1条第8項の規定にかかわらず、委託者が負担するものとする。

#### **(権利義務の譲渡等の禁止)**

第14条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

#### **(一括再委託の禁止)**

第15条 受託者は、業務の履行を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、やむを得ず、業務の一部を再委託するときは、委託者と事前に協議した上で、業務委託一部再委託届を提出するものとする。

#### **(仕様書等の変更)**

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受託者に通知して、

仕様書等を変更することができる。

- 2 委託者は、前項の場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

#### （不可抗力による業務の中止）

第17条 受託者は、天災等委託者と受託者のいずれの責めに帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、委託者と協議の上、業務の全部又は一部を中止することができる。

- 2 委託者は、不可抗力により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。
- 3 前2項の規定により業務を中止したときは、委託者は、業務委託料から当該中止した業務の対価に相応する金額を差し引いた金額を受託者に支払うものとする。このときにおいて、委託者は、当該中止により受託者に生じた損失を負担しない。

#### （その他の事由による業務の中止）

第18条 委託者は、不可抗力以外の事由が生じた場合において必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により業務を中止させた場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

#### （受託者の請求による履行期間の延長変更）

第19条 受託者は、受託者の責に帰すことができない事由によって履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、履行期間を延長変更するものとする。
- 3 前項の規定による履行期間の延長変更が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、業務委託料について必要と認める増額変更を行い、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。
- 4 第2項の規定による履行期間の延長変更が委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、業務委託料の変更は行わないものとし、履行期間の延長変更により必要となる費用は、受託者が負担するものとする。

#### （履行期間の変更方法）

第20条 この契約の規定により履行期間を変更するときは、委託者と受託者が協議して変更後の履行期間を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わ

ないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

#### **(業務委託料の変更方法)**

第21条 この契約の規定により業務委託料を変更するときは、委託者と受託者が協議して変更後の業務委託料を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

#### **(臨機の措置)**

第22条 受託者は、業務の履行に関して、天災等による被害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、緊急やむを得ないときを除き、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かななければならない。

2 受託者は、前項に規定する臨機の措置をとったときは、速やかに委託者に対して、その内容を通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

#### **(事故等の報告と処理等)**

第23条 受託者は、業務に関して事故その他業務の履行に支障を及ぼす事態（以下「事故等」という。）が発生したときは、直ちに委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、自己の責任において事故等を処理するものとする。ただし、委託者から事故等の処理について指示があったときは、その指示に従い処理するものとする。

3 受託者は、事故等が発生したことにより、業務予定表に従った業務の履行ができないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に報告しなければならない。

#### **(一般的損害)**

第24条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害（次条及び第26条に規定する損害を除く。）は、受託者が負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

#### **(第三者に及ぼした損害)**

第25条 業務の履行に関して第三者に損害が生じたときは、受託者が当該第三者に対して当該損害を賠償するものとする。ただし、その損害賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

#### **(不可抗力による損害)**

第26条 成果物の引渡し前に、不可抗力により成果物その他業務の履行に関して生じた損

害については、受託者が負担する。

#### (契約不適合責任)

第27条 委託者は、成果物の引渡し後に、成果物について契約内容に適合しない状態にあること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、速やかに受託者に対しそれを通知するものとする。

2 前項の場合において次の各号のいずれかに該当するときを除き、委託者は受託者に対し、委託者が定める相当の期間内に、委託者が指定する方法により、受託者の費用負担で、成果物の補修又は代替物若しくは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(1) 契約不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるとき。

(2) 契約不適合が数量以外の事項の場合において、委託者が契約不適合を発見した日から1年以内に契約不適合を受託者に通知しなかったとき。

3 受託者は、委託者が指定する方法と異なる方法により履行の追完をしてはならない。

4 委託者が受託者に成果物の補修を請求することができる場合において、委託者自らが成果物を補修し、又は第三者に成果物を補修させたときは、委託者は、受託者に対し、成果物の補修に要した費用を請求することができる。

#### (委託者の業務委託料減額請求権)

第28条 前条第2項の規定により委託者が受託者に履行の追完を請求することができる場合であっても、委託者は、同項の規定による請求をすることなく、履行の追完に代えて、業務委託料の減額を受託者に請求することができる。

2 前項の規定により業務委託料の減額を請求する場合において、その減額割合は、次の各号のいずれかの方法により定めるものとする。

(1) 仕様書等に減額割合についての定めがあるときは、委託者がその定めに基づき決定し、受託者に通知する。

(2) 仕様書等に減額割合についての定めがないときは、委託者と受託者が協議して決定する。

#### (委託者による解除権の行使及び損害賠償請求)

第29条 前2条の規定は、委託者による解除権の行使及び受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

#### (委託者の催告による解除)

第30条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受託者が業務を履行しない場合において、委託者が相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないとき。

(2) 第10条第1項の検査が不合格の場合において、委託者が相当な期間を定めて成果物

等の補修又は追加を催告したにもかかわらず、その期間内に契約内容に適合する成果物等の補修又は追加がないとき。

- (3) 第27条第2項の規定に基づき受託者に履行の追完を請求することができる場合において、委託者が相当な期間を定めて履行の追完を催告したにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反した場合において、委託者が相当な期間を定めて、その違反を是正するよう催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき。

#### (委託者の催告によらない解除)

第31条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 業務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受託者が業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければこの契約の目的を達することができない場合において、受託者が業務を履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、受託者が業務を履行せず、委託者が前条の催告をしてもこの契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が、この契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号

の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (7) 前号に定めるものを除くほか、受託者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (8) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、委託者の調査又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (9) 第32条に規定する事由によらないで、受託者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者について、破産手続開始が決定されたとき。
- (11) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員その他常時業務委託を締結する権限を有する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(12) 受託者が、支払停止、支払不能状態に陥ったとき、又は受託者の手形若しくは小切手が不渡りとなったときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(13) 受託者が、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約の一部を解除することができる。

(1) 業務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受託者がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

#### (受託者による解除)

第32条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定により仕様書等を変更したことによって業務委託料の額が3分の2以上減少したとき。

(2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

#### (違約金)

第33条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

(1) 第30条又は第31条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受託者が業務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって業務が履行不能となったとき。

(3) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。

(4) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。

- (5) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

#### （独占禁止法違反等があったときの違約金）

- 第34条 受託者は、第31条第1項第6号に該当したときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前条の違約金とは別に、業務委託料の100分の20に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、成果物の引渡し後においても適用する。

#### （受託者に履行遅滞があったときの遅延損害金）

- 第35条 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前2条の違約金とは別に、遅延損害金を委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。
- 2 前項に規定する遅延損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延損害金約定利率」という。）の割合で計算した額とする。
- 3 前項に規定する遅延日数は、履行期間経過後に成果物の引渡しがあったときは、履行期間の満了日の翌日からその引渡し日までの日数とし、履行期間経過後に成果物の引渡しを受けず委託者がこの契約を解除したときは、履行期間の満了日の翌日からその解除日までの日数とする。

#### （違約金等の計算基礎とする業務委託料）

- 第36条 前3条の違約金又は遅延損害金（以下「違約金等」という。）の計算の基礎とする業務委託料は、次表に基づき委託者が定めるものとする。

(1) 総価契約のとき	業務委託料の総額
(2) 単価契約のとき（複数単価契約のときを除く。）	単価に予定数量を乗じて得た額
(3) 複数単価契約のとき	各単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額
(4) 長期継続契約のとき	月額業務委託料に履行期間の月数を乗じて得た額、又は年額業務委託料に履行期間の年数を乗じて得た額
(5) 業務委託料に変更があったとき	変更後の業務委託料。

#### （委託者の損害賠償請求権）

- 第37条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた

損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 契約不適合があるとき。
- (3) 第30条又は第31条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、受託者が契約内容に適合した履行をしないとき又は契約内容に適合した履行が不能であるとき。

2 委託者は、違約金等の支払を受けた場合であっても、当該違約金等が前項の損害の全額を補うことができないときは、前項の損害額からその違約金等を差し引いた金額を受託者に請求することができる。

#### (違約金等の支払いが遅れたときの遅延損害金)

第38条 委託者は、受託者が違約金等又は前条に規定する損害賠償金を委託者が指定する期日までに支払わないときは、遅延損害金を受託者に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた違約金等又は損害賠償金の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

#### (委託者に履行遅滞があったときの遅延損害金)

第39条 受託者は、委託者の責めに帰すべき事由により業務委託料の支払いが遅れたときは、遅延損害金を委託者に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

#### (解除の効果)

第40条 この契約が解除されたときは、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、成果物の引渡し前に、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分業務委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。

4 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、受託者は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 委託者は、第30条又は第31条の規定によりこの契約を解除したときは、受託者に対

して何らの損害賠償の責を負わないものとする。

#### **(秘密の保持)**

第4 1条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

#### **(特許権等の使用)**

第4 2条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### **(著作権等の取扱い)**

第4 3条 成果物の著作権（著作権法（昭和4 5年法律第4 8号）第2 7条及び第2 8条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、第1 0条第1 項の規定による検査に合格した時点で、委託者に移転する。ただし、成果物に第三者の著作物又はこの契約の締結以前から受託者が有していた著作物が含まれる場合におけるそれらの著作権については、この限りでない。この場合において受託者は、委託者に対し、当該著作権がある旨及びその部分を成果物の納入時に書面により示さなければならない。

- 2 受託者は、委託者及び委託者が指定する者に対し、成果物の著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 受託者は、委託者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
- 4 成果物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担のもとこれに対処し、解決するものとする。
- 5 著作権移転の対価は、業務委託料に含まれるものとする。

#### **(暴力団の排除のための協力)**

第4 4条 受託者は、業務の履行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

- 2 受託者は、この契約に関する再委託契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、受託者を通じて委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

**(最低賃金法等の遵守)**

第45条 受託者は、業務の履行にあたっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係諸法その他関連する法令を遵守しなければならない。

**(規則の遵守)**

第46条 受託者は、業務の履行に当たっては、この契約に定めるもののほか、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）を遵守しなければならない。

**(温室効果ガスの削減)**

第47条 受託者は、業務の履行に当たっては、浜松市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に努めるものとする。

**(雑則)**

第48条 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

**(協議)**

第49条 この契約の定める事項について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

## 個人情報の取扱いに係る特記事項

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報を取り扱う際には、以下の事項を遵守しなければならない。

- 1 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 2 受託者は契約の履行に関して知り得た個人情報について、委託者が指定した目的の範囲内でしか利用してはならない。
- 3 業務完了後、委託者の指示により保管を要するものとされた個人情報は、委託者が指定した目的の範囲内で使用することができる。ただし、委託者がその利用を停止するように求めたときは、受託者は直ちに利用を停止しなければならない。
- 4 受託者は業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為を行う場合については、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定しなければならない。
  - (1) 個人情報を複製する場合
  - (2) 個人情報を送信する場合
  - (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
  - (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 5 受託者は組織的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
  - (1) 組織体制の整備
  - (2) 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
  - (3) 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
  - (4) 漏えい等の事案に対応する体制の整備
  - (5) 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
- 6 受託者は人的安全管理措置として、従事者に必要な教育をしなければならない。
- 7 受託者は物理的安全措置として、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
  - (1) 個人情報を取り扱う区域を限定しなければならない。
  - (2) 個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。
  - (3) 個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、委託者の許可を得るとともに、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置をとる。
- 8 受託者は技術的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
  - (1) 当該個人情報にアクセスする権限を有する者の範囲と権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しなければならない。

- (2) アクセス権限を有しない者は、個人情報にアクセスしてはならない。
  - (3) アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。
  - (4) アクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析しなければならない。また、アクセス記録が改ざんされないように必要な措置をとらなければならない。
  - (5) 外部からの不正アクセスを防止するため、必要な措置をとらなければならない。
  - (6) 個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・作業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の従業員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置をとる。
- 9 受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、直ちに委託者に通報するとともに、その詳細について書面をもって報告しなければならない。あわせて、漏えいした個人情報の拡散を防止する等の必要な措置をとらなければならない。
  - 10 受託者は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、業務責任者の指示に従い、一切の個人情報を溶解、焼却、切断等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。その際に委託者が立ち会いを求めた時は、業務に特別な支障を生じることがない限り拒むことはできない。
  - 11 前項の規定により、廃棄を実施した場合は、その処分内容を書面により委託者に報告しなければならない。また、保有した個人情報をそのまま返却する場合においても同様に報告しなければならない。
  - 12 受託者は、委託者の求めに応じ、個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、報告しなければならない。また、業務に特別な支障を生じる場合を除いて、委託者が実地検査を求めたときはこれに応じなければならない。
  - 13 受託者は、業務の一部を再委託（再委託先が委託先の子会社である場合も含む。）する場合には、個人情報の取扱いについて第1項から第10項までの措置をとるように委託先を監督しなければならない。

令和8年度パソコン更新業務  
仕様書

## 目 次

1	適用.....	2
2	業務の目的.....	2
3	業務期間.....	2
4	受託者の責務.....	2
4-1	業務遂行上の注意点.....	2
4-2	業務体制の整備.....	2
4-3	秘密の保持.....	3
4-4	貸与データ等の取扱い.....	3
4-5	施設への入退室.....	3
5	業務スケジュール・作業場所.....	4
5-1	業務スケジュール.....	4
5-2	作業場所.....	4
6	貸与品.....	7
7	業務の内容.....	8
7-1	セットアップするパソコン等.....	8
7-2	パソコンの納品.....	8
7-3	マウスの搬出.....	8
7-4	マスタイメージの作成.....	9
7-5	複製用マスタディスク、複製手順書の作成.....	9
7-6	セットアップ手順書の作成.....	9
7-7	パソコンのセットアップ.....	9
7-8	セットアップ済みパソコンの運搬.....	10
7-9	パソコンの入替.....	10
7-10	入替済パソコンの運搬.....	11
7-11	パソコンのデータ消去.....	11
7-12	パソコン等の返却.....	11
7-13	その他.....	12
8	成果物.....	12
9	その他.....	12

## 1 適用

本仕様書は、「令和8年度パソコン更新業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 2 業務の目的

令和8年度リースのノートパソコン(2120台)、デスクトップパソコン(50台)をセットアップし、上記端末及びプレゼン用パソコン(15台)の入替設置作業等を行う。回収した旧パソコンはデータ消去を行い、リース会社の指定場所まで運搬する。

## 3 業務期間

本業務の委託期間は、令和8年8月1日から令和9年3月31日までとする。

## 4 受託者の責務

受託者は、業務の特質を考慮し、以下に基づき業務を遂行するものとする。

### 4-1 業務遂行上の注意点

- ① 受託者は、本業務の実施に当たり、契約書および本仕様書に基づき、浜松市と常に密接な連絡を取り、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。
- ② 受託者は、情報処理技術に関する専門的な知識および経験に基づき、浜松市が求める要件を満たすために必要なすべての措置を、善良な管理者の注意をもって実施しなければならない。
- ③ 機器の盗難、紛失、情報の漏洩等に細心の注意を払い、事故防止のため最善の措置を講じなければならない。

### 4-2 業務体制の整備

本業務を円滑に進めるため、受託者は、パソコンに関する十分な知識と経験を有するスタッフを確保すること。なお、本業務においてセットアップ等の対象となるパソコンのOSについては、Windows11を想定しているため、受託者はその点を十分に考慮すること。

また、業務体制の整備に当たっては、業務全体を総括する「責任者」を定めること。

浜松市が、業務の進捗状況や業務内容について支障があると認めた場合は、業務体制を含め、その改善を受託者に求めることができる。この場合において、受託者は、速やかに対応策を検討

するとともに、浜松市と協議の上、実施しなければならない。

#### 4-3 秘密の保持

本業務のすべての従事者は、個人情報保護法および同施行令、浜松市情報保護安全基本方針を遵守すること。

本業務において知り得た情報については、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。

秘密の保持の遵守については、本契約満了後又は本契約解除後においても同様とする。

#### 4-4 貸与データ等の取扱い

本業務の実施に当たり、受託者は、浜松市から貸与された資料、データ（以下、「貸与データ等」という。）について、管理簿を作成するなど、善良な管理者としての注意義務を持って適正に保管、管理すること。

貸与データ等については、浜松市から返還の指示があった場合、必要がなくなった場合又は契約を解除、終了した場合は、速やかに浜松市に返還すること。

#### 4-5 施設への入退室

作業のために浜松市の施設に出入りする場合は、浜松市に事前に連絡の上、承認を得ること。施設内での行動については、浜松市の指示に従い、作業届等の書類を必要に応じて提出すること。

## 5 業務スケジュール・作業場所

### 5-1 業務スケジュール

本業務の想定する主なスケジュールは、以下のとおりである。なお、作業の進捗具合によって日程が前後する場合がある。

また、詳細なスケジュールについては、受託者、浜松市と協議の上定めるものとする。

年月	内容	実施者	
令和8年度	9月下旬	パソコンを受託者に納品	浜松市
	9月下旬	貸与品の貸出	浜松市
	8月上旬～ 9月下旬	マスタ用パソコンの作成	浜松市
	9月下旬	マスタイメージの作成	受託者
	9月下旬	マスタイメージから複製したパソコンの検査	浜松市
	9月上旬～ 11月中旬	パソコンセットアップ作業	受託者
	11月上旬～ 2月下旬	入れ替え配布作業	浜松市・受託者
	9月下旬～ 令和8年2月 下旬	データ消去作業	受託者
	令和8年3月 月上旬	賃貸者へのパソコン返却作業	受託者
	令和8年3月 月下旬	業務完了・検査	浜松市・受託者

### 5-2 作業場所

本業務を実施する場所は、以下のとおりとする。

#### ① セットアップ場所

セットアップ場所は、パソコン等のセットアップ作業等を行う場所をいう。

セットアップ場所は、以下の条件を満たすセキュリティが確保された場所とし、受託者が用意する。

- ・施錠できること
- ・入退室管理により、不正な者の入室を防止していること
- ・外部から容易にのぞき見できないよう処置されていること
- ・警備会社等の不在時のセキュリティ対策がされていること

なお、業務の着手に当たり、その場所を浜松市に届け出ることとし、浜松市は届け出のあった場所を事前確認し、不適切な場合は改善を要求することができる。

また、委託者は、本業務に関する情報の取扱いなどについて必要に応じ報告を求め、当該施設に立ち入り、その状況を確認することができる。

## ② 入れ替え配布場所

パソコンの入れ替え配布を行う場所は、下記のとおりとする。

なお、場所及び台数に若干の変更が生じた場合は浜松市の指示に従うこと。

表1 パソコンの配布場所（※端末故障時の回収により、場所ごとの台数が変動する可能性があります。）

ノートパソコン（2120台）		
区分	場所	台数
A	地域情報センター	502
B	本庁（中央区役所含む）	499
	東行政センター	81
	西行政センター	86
	南行政センター	60
	北行政センター	72
	浜名区役所	81
	天竜区役所	59
	鴨江分庁舎	8
	保健所	70
	住吉庁舎	5
	イーステージ	23
	県総合庁舎	62
	元目分庁舎	352
	ザザンティ	158
中央土木整備事務所	2	

デスクトップパソコン (50 台)		
区分	場所	台数
A	地域情報センター	33
B	本庁 (中央区役所含む)	4
	東行政センター	1
	西行政センター	1
	南行政センター	1
	北行政センター	1
	浜名区役所	1
	天竜区役所	2
	鴨江分庁舎	1
	保健所	1
	上下水道部住吉庁舎	1
	元目分庁舎	1
	ザザシティ	1
	中央土木整備事務所	1

プレゼン用パソコン (15 台)		
区分	場所	台数
A	地域情報センター	15

### ③ データ消去場所

データ消去場所は、回収したパソコン等のデータ消去作業等を行う場所をいう。

データ消去場所は、以下の条件を満たすセキュリティが確保された場所とし、受託者が用意する。

- ・施錠できること
- ・入退室管理により、不正な者の入室を防止していること
- ・外部から容易にのぞき見できないよう処置されていること
- ・警備会社等の不在時のセキュリティ対策がされていること

なお、業務の着手に当たり、その場所を浜松市に届け出ることとし、浜松市は届け出のあつ

た場所を事前確認し、不適切な場合は改善を要求することができる。

また、委託者は、本業務に関する情報の取扱いなどについて必要に応じ報告を求め、当該施設に立ち入り、その状況を確認することができる。

回収端末と場所は下記のとおりとする。

表2 パソコンの回収機種

パソコン (2145 台)				
区分	機種	形状	場所	台数
C	VKT42/E-B 及び LIFEBOOK A5511/G	ノート	表1『区分A,B』の場 所	2070
	ESPRIMO D7010/F	デスクトップ	表1『区分A,B』の場 所	30
	Let's note SV1	ノート	表1『区分A』の場所	15
	ARROWS Tab Q7311/FB	タブレット	表1『区分A』の場所	30

## 6 貸与品

本業務を行うに当たって、浜松市から受託者に貸与する物件は以下のとおりとする。

業務の完了、本契約の解除等によって不要となった場合は、速やかに貸与品を浜松市に返還すること。

また、パソコンのセットアップ時に使用するテプラ機本体およびテプラテープは受託者で用意すること。

なお、貸与品の複製等は認めない。

- (1) 設定用ツール 1式
- (2) ルーター 1台
- (3) 16ポートHUB 5台
- (4) 浜松市固有ソフトインストール用媒体 1枚
  - ・資産管理ソフト 2170ライセンス分 (プレゼン用パソコン 15台以外)
  - ・ウイルス対策ソフト 2170ライセンス分 (プレゼン用パソコン 15台以外)
- (5) Acronis Snap 2170ライセンス分 (プレゼン用パソコン 15台以外)

## 7 業務の内容

本委託業務に関する内容は、以下のとおりとする。

### 7-1 セットアップするパソコン等

本業務でセットアップを行うパソコン等は次のとおりとする。

メーカー・型番	寸法(mm) 幅×奥行×高さ	最大積上げ 可能数	台数
ノートパソコン NEC VersaPro PC-V1T46XZGP	420×80×344	横6段	2120
デスクトップパソコン NEC Mate VersaPro PC-M1T47AZGR	498×332×212	ケアマークに 記載の段数	50
プレゼン用パソコン NEC VersaPro PC-V1M50BZGR	356×121×305	横6段	15

### 7-2 パソコンの納品

受託者の用意したセットアップ場所に、浜松市がノートパソコン 2120 台、デスクトップパソコン 50 台、プレゼン用パソコン 15 台を納品するため、それを受領すること。納品したパソコンは、浜松市と受託者双方で台数の確認を行う。受託者は、台数の確認を行い易いよう配慮し並べること。なお、パソコン納品に要する経費は受託者の負担とする。

### 7-3 マウスの搬出

受託者は、マウス 2185 個を地域情報センターから受託者の用意したセットアップ場所へ搬出すること。

#### 7-4 マスタイメージの作成

受託者は、浜松市が作成したマスタ用パソコンのマスタイメージを作成すること。マスタイメージから複製したパソコンが問題ないことを確認するために、浜松市の検査を受けること。

マスタイメージ作成には別途貸与する Acronis Snap を使用し、マスタイメージ作成や複製にあたって何らかの問題が発生した場合には、受託者にて問題の解決を行うこと。Acronis Snap の問い合わせに必要な製品サポート権およびライセンスは浜松市が保有している。

#### 7-5 複製用マスタディスク、複製手順書の作成

ノートパソコンの複製用マスタディスク（DVD 等）および複製手順書を正副一部ずつ作成し、納品すること。なお、納品時に複製手順の説明を行うこと。

#### 7-6 セットアップ手順書の作成

受託者は、セットアップ前にセットアップ手順書を作成し、セットアップ作業を確実に実施すること。なお、セットアップ前にセットアップ手順書は浜松市の検査を受けること。

#### 7-7 パソコンのセットアップ

- (1) ノートパソコン 2120 台
- (2) デスクトップパソコン 50 台

受託者は以下のとおりパソコンのセットアップを行う。

なお、パソコンのセットアップ作業が数台完了した時点で、設定が正常に完了できていることを確認するために浜松市の検査を受けること。

- ① パソコンを箱から取り出し、不要な付属品（取扱説明書）等をひとまとめにする。なお、浜松市の指示に従い、指定する付属品を浜松市へ納品すること。その際、検査がしやすいよう付属品をまとめること。具体的な位置は、浜松市の指示に従うこと。
- ② 受託者が作成したマスタイメージを元に同一設定のパソコンを複製する。
- ③ 複製したパソコン及びプレゼン用パソコンの本体裏側に浜松市が別途渡すリリースシールを貼る。具体的な位置は、浜松市の指示に従うこと。
- ④ 端末名等を記入したテプラテープを作成し、複製したパソコンに貼る。

ノートパソコンは、テプラテープを4箇所貼ることとし、テプラテープは幅12mm程度で粘着性が強く長期間の使用に耐えるものとし、英数字で5～10文字程度の1行のもの3枚（白色）と、英数字や日本語等で10～20文字程度の1行のもの1枚（黄色）を貼ることとする。テプラ機本体およびテプラテープは受託者で用意すること。

また、一部のノートパソコンは英数字で5～10文字程度の1行のもの3枚（白色）うち1枚を（青色）または（黄色）に変更する。詳細は別途指示する。

- ⑤ 複製したパソコンにIPアドレス、DNS、プリンタ等の環境設定を投入する。操作内容等詳細は別途指示する。
- ⑥ パソコンの環境設定（コンピューター名、ユーザー名、IPアドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイ、プライマリDNS、セカンダリDNS、プリンタ名、プリンタモデル名、プリンタポート）が設定表の内容どおりに設定されているか確認を行い、正しく設定されていない場合は、手動で設定を行い、かつ浜松市に報告すること。
- ⑦ 資産管理ソフトとウイルス対策ソフトのインストールを行う。
- ⑧ パソコンの箱に、マウスを同梱する。なお、梱包材の破棄については、浜松市の指示に従うこと。
- ⑨ 別途渡す紙（パソコン名、使用課、使用者等記載）を、パソコンの入った段ボール箱に貼る。具体的な位置は、浜松市の指示に従うこと。
- ⑩ セットアップするパソコンに不具合がある場合、受託者は不具合の内容を浜松市に報告し、その指示に従うこと。
- ⑪ 追加のアプリケーションをインストールするため、セットアップ終了後の一部パソコンについて、地域情報センターへの事前納品を求める場合がある。その場合は、浜松市の指示に従うこと。
- ⑫ 納品の際は端末リストにより管理し、浜松市と調整を行うこと。

## 7-8 セットアップ済みパソコンの運搬

対象：表1『区分A』

セットアップ済みパソコンについて、浜松市が指定した日に、受託者の用意したセットアップ場所から地域情報センターへ納品すること。

## 7-9 パソコンの入替

対象：表1『区分B』

- ① パソコン等の搬入や配布作業の時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分とする。ただし、台数が多いなどの理由で、時間内の作業が難しい場合は、浜松市と受託者で協議して変更することができる。
- ② 受託者は入替作業に於いて、十分な数の作業者を従事させること。具体的には本庁・中央区役所での入替作業に関しては最低6人以上、それ以外の各所については最低3人以上とする。ただし、台数の多寡など業務の状況によって、浜松市と受託者で協議

してその数を変更することができる。

なお、本庁・中央区役所分は、午後5時15分以降の搬入を予定している。

- ③ 受託者は浜松市が指示する施設へパソコンを運搬し、浜松市職員の指示によりパソコンを箱から取り出し、配置する。
- ④ 浜松市職員が使用者に新しいパソコンを渡し、古いパソコンを受領した後、受託者は浜松市職員から回収したパソコンと付属品を受け取り空箱にしまう。

## 7-10 入替済パソコンの運搬

対象：表2『区分C』

- ① 回収したパソコンは、5-2で受託者の用意した場所へ運搬するものとする。浜松市が入替を行い地域情報センター内で保管しているパソコンの搬出日時は浜松市が指定する。また、パソコンの運搬時はパソコン内のデータ保護のために、必要な対策を行うこと。
- ② 回収したパソコンについて、浜松市から要求があった場合は受託者の用意した場所から地域情報センターに運搬するものとする。

## 7-11 パソコンのデータ消去

対象：表2『区分C』

- ① データ消去は専用ソフトウェアを使い、対象機器内蔵のハードディスク全体を無意味なデータで3回以上上書きすることによりデータの消去を行うこと。(米国 DoD 準拠方式) なお、ハードディスクの不良等によりデータ消去が困難な場合は、浜松市職員に対応を協議し、浜松市職員から磁気によるハードディスク内のデータ消去を指示された場合は、受託者は磁気消去装置を使用してハードディスク内のデータ消去を行うこととし、ハードディスクの物理的な破壊は認めない。
- ② データ消去後は、パソコンに貼られた端末番号シール等を剥がし、元の箱にしまうこと。(詳細は浜松市が別途指示する。)
- ③ データ消去を行ったことを証明する書類を発行し、納品すること。
- ④ データ消去専用ソフトウェアおよびライセンスは受託者で用意すること。
- ⑤ データ消去に伴う費用は受託者の負担とする。
- ⑥ 表2『区分C』のパソコンは、回収後1週間以上経過してからハードディスク内のデータの消去を行うこと。

## 7-12 パソコン等の返却

対象：表2『区分C』

データ消去の完了したパソコンをリース会社へ返却する。返却先の住所等は別途指示する。  
 なお、運搬先で受領証を受け取り、浜松市まで提出すること。

《リース会社》

FLCS 株式会社

株式会社 JECC

《返却先住所》

上記リース会社の指示する場所。

### 7-13 その他

- ① マスタ用パソコンに必要となる、ウィンドウズアップデートやセキュリティパッチの適応、各種設定等について、受託者の持つ知識と経験を基に助言等を行うこと。
- ② 本業務内で発生した不用物（梱包材）等の処分を行うこと。

## 8 成果物

以下の報告書等を納品すること。

名称	内容	備考
業務予定表	業務を施行するうえでの「業務予定表」	着手時承認
業務体制図	業務の遂行体制	着手時承認
業務責任者の届け出	業務責任者を明示するもの	着手時承認
業務従事者の届け出	業務従事者を明示するもの	着手時承認
複製用マスタディスク (DVD 等) および複製手順書	ノートパソコン複製用のマスタディスク (DVD 等) および複製手順書	業務完了時提出
データ消去証明書	パソコン内のデータの消去を証明するもの	業務完了時提出
受領証	リース物件の返却を証明するもの。発行元は、リース会社に限らず、リース会社が指定する運搬先でも可とする。	業務完了時提出
業務完了報告書	本業務の完了を報告するもの (浜松市指定の様式を使用すること)	業務完了時提出

## 9 その他

本仕様書に記載されていない事項および疑義を生じた場合は、受託者、浜松市と協議の上定めるものとする。